

## ■ 税務書類について

### A. 所得税

退職金は、退職所得控除を設けて他の所得と分離して課税されています。

#### 1. 「退職所得の受給に関する申告書」の受理 [\(P12 参照\)](#)

職員が退職した時は、「退職所得の受給に関する申告書」を必ず提出してもらってください。

ただし、死亡退職により遺族に対して支払われる退職金は、相続税等の対象となります。

#### 2. 「退職所得の源泉徴収票」[\(P32 参照\)](#)

退職一時金の支払者（共済契約者等）は、「退職所得の源泉徴収票」を 2 部作成し、1 部は退職者へ交付し、1 部は税務署へ提出します。

ただし、退職者が法人の役員でない場合は税務署へ提出する必要はありません。

この「退職所得の源泉徴収票」は、福利協会で作成しています。

#### 3. 退職所得税の納付

退職一時金の支払者（共済契約者等）は、支払の際、その退職手当等について所得税を徴収し、その徴収する日の属する月の翌月 10 日（納期の特例を受けている場合は、7 月 10 日、1 月 20 日）までに納付しなければなりません。

納付の手続きは「給与所得・退職所得等の所得税徴収税高計算書」によって行います。

この場合、納付税額が 0 円であっても、退職手当等欄に、支払年月日・人員・支給額を記載してください。同じ月に 2 回以上の支払があるときは最後の支払日を支払年月日欄に記載してください。（納期の特例を受けている場合には、支払った最初と最後の年月日を記載します。）

《参考》

退職手当等欄に記入する

#### 4. 法定調書合計表

退職所得の源泉徴収票を提出する際には、合計表を添えて提出することになっています。

提出は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」により翌年1月31日までに行ってください。

《参考》

FE0104

令和〇〇年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表  
(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

提出用  
平成28年1月1日以後提出用  
○提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載  
◎平成27年分以前の合計表を作成する場合には「個人

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)

区分	人	数	左のうち、源泉徴収票のない者	支払金額	源泉徴収税額
① 退職手当等の総額					
② 左のうち、源泉徴収票を提出するもの					
③ 源泉徴収票を提出しないもの					

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)

区分	人	数	支払金額	源泉徴収税額	(摘要)
① 退職手当等の総額					
② 左のうち、源泉徴収票を提出するもの					

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)

区分	人	数	支払金額	源泉徴収税額
① 報酬、料金、契約金及び賞金の総額				
② 左のうち、源泉徴収票を提出するもの				

① 「A退職手当等の総額」欄に、退職所得の源泉徴収票の提出をしない者も含めてすべての受給者について記載します。

② 「B、Aのうち源泉徴収票を提出するもの」欄は、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出する受給者(すなわち法人の役員)について、その合計を記載します。

## B. 相続税

死亡による退職金は、相続税の課税対象となります。A. 所得税（1～4）の手続きは必要ありません。

相続税法上定められている法定書類は次のとおりです。

ただし、退職金額が100万円以下の場合は不要となります。

### 1. 退職手当金等受給者別支払調書

退職手当金等の支払者は、退職手当等の受給者別に「退職手当金等受給者別支払調書」を作成し、支払った月の翌月15日までに、支払者の所轄税務署へ提出します。

### 2. 退職手当金等受給者別支払調書合計表

「退職手当金等受給者別支払調書」を提出する際には、合計表を添えて提出することになっています。提出期限は、支払った月の翌月15日までです。

[参考資料] 令和5年分 源泉徴収税額表より抜粋

源泉徴収のための退職所得控除額の表（令和5年分）  
（所得税法別表第六）

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
2年以下	千円	千円	24年	千円	千円
	800	1,800	25年	10,800	11,800
			26年	11,500	12,500
			27年	12,200	13,200
			28年	12,900	13,900
3年	1,200	2,200	29年	13,600	14,600
4年	1,600	2,600	30年	14,300	15,300
5年	2,000	3,000	31年	15,000	16,000
6年	2,400	3,400	32年	15,700	16,700
7年	2,800	3,800	33年	16,400	17,400
8年	3,200	4,200	34年	17,100	18,100
9年	3,600	4,600	35年	17,800	18,800
10年	4,000	5,000	36年	18,500	19,500
11年	4,400	5,400	37年	19,200	20,200
12年	4,800	5,800	38年	19,900	20,900
13年	5,200	6,200	39年	20,600	21,600
14年	5,600	6,600	40年	21,300	22,300
15年	6,000	7,000	41年以上	22,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに700千円を加算した金額	23,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに700千円を加算した金額
16年	6,400	7,400			
17年	6,800	7,800			
18年	7,200	8,200			
19年	7,600	8,600			
20年	8,000	9,000			
21年	8,400	9,400			
22年	8,800	9,800			
23年	9,200	10,200			

- (注) この表における用語の意味は、次のとおりです。  
 1 「勤続年数」とは、退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいいます（所得税法施行令第69条）。  
 2 「障害退職の場合」とは、障害者になったことに直接基因して退職したと認められる一定の場合をいいます（所得税法第30条第6項第3号）。  
 3 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいいます。

- (備考) 1 退職所得控除額は、2に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行に当てはめて求めます。この場合、一般退職のときはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、また、障害退職のときはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額です。  
 2 所得税法第30条第6項第1号（退職所得控除額の計算の特例）に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額です。

課税退職所得金額の算式の表（令和5年分）

退職手当等の区分	課税退職所得金額
一般退職手当等 <sup>(※1)</sup> の場合	$(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$
短期退職手当等 <sup>(※2)</sup> の場合	① 短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額 ≤ 300万円の場合 $(\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$
	② 短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額 > 300万円の場合 $150万円 + \{\text{短期退職手当等の収入金額} - (\text{300万円} + \text{退職所得控除額})\}$
特定役員退職手当等 <sup>(※3)</sup> の場合	特定役員退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額

- (※) 1 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、短期退職手当等及び特定役員退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。  
 2 短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合には、その期間を含めて計算します。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。  
 3 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

- (注) 1 課税退職所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。  
 2 本年中に一般退職手当等、特定役員退職手当等又は短期退職手当等のうち2以上の退職手当等がある場合の課税退職所得金額の計算方法については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「短期退職手当等Q&A」をご確認ください。

退職所得の源泉徴収税額の速算表（令和5年分）

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額 = (A) × (B) - (C) × 102.1%
1,950,000円以下	5%	—	$(A) \times 5\% \times 102.1\%$
1,950,000円超 3,300,000円 〃	10%	97,500円	$(A) \times 10\% - 97,500円 \times 102.1\%$
3,300,000円 〃 6,950,000円 〃	20%	427,500円	$(A) \times 20\% - 427,500円 \times 102.1\%$
6,950,000円 〃 9,000,000円 〃	23%	636,000円	$(A) \times 23\% - 636,000円 \times 102.1\%$
9,000,000円 〃 18,000,000円 〃	33%	1,536,000円	$(A) \times 33\% - 1,536,000円 \times 102.1\%$
18,000,000円 〃 40,000,000円 〃	40%	2,796,000円	$(A) \times 40\% - 2,796,000円 \times 102.1\%$
40,000,000円 〃	45%	4,796,000円	$(A) \times 45\% - 4,796,000円 \times 102.1\%$

(注) 求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。